2019年度 事業計画

社会福祉法人 一陽会

法人・施設運営をめぐる現状と課題

Ⅰ 法人運営の理念

社会福祉法人一陽会の理念

利用者の尊厳を保持し、自立を支援します。

介護・保健・医療の総合的なサービスを提供します。

地域の介護力の向上に努めます。

社会福祉法人一陽会のモットー

「地域とともに歩み、地域に育まれる福祉の拠点を目指します。」

本年度もグループ病院である服部病院との連携のもと、地域における重要な社会資源としての役割を自覚し、法人役員、各事業所職員が一体となって、事業を展開する。

Ⅱ 三木市における要介護・要支援者の現状と推移

2018 年 4 月末における三木市の 65 歳以上の要介護(要支援)の認定者総数は 4,023 人で、内訳は「要支援 1」が 450 人 (11.2%)、「要支援 2」が 835 人 (20.8%)、「要介護 1」が 490 人 (12.2%)、「要介護 2」が 737 人 (18.3%)、「要介護 3」が 552 人 (13.7%)、「要介護 4」が 604 人 (15.0%)、「要介護 5」が 355 人 (8.8%) となっている。

これを兵庫県の平均要介護認定率と比較すると、要介護の程度が軽度の階層(要支援 1 から要介護 3)では三木市の認定率が低くなっており、要介護 4、要介護 5 では兵庫県の認定率と三木市の認定率にあまり差がない。

要介護者の動向を推計した資料によれば、三木市の要介護者・要支援者は今後も増加を続け 2018 年 4 月 4,023 人であったものが 2035 年には 6,308 人、2040 年には 6,384 人に達するとされている。推計ではあるが 2035 年から 2040 年ころまで要介護・要支援者は増加していく見通しである。

三木市の人口はすでに減少しつつあり、2010 年 81,009 人、2020 年 73,238 人、2040 年 53,610 人(国勢調査・人口研推計)と、2040 年には 2020 年から 20,000 人約 30%近い減少となる。特に生産年齢人口が減少すると見込まれ、要介護者が増加する一方支える年齢層の人口は減少すると予測されている。

以上のように当法人が運営する事業は地域において引き続き必要とされ、さらなる充実が期待されている。しかし、人口構成の変化に伴い、制度の内容は常に変化していくことが予想され、特に人材確保と費用負担の在り方は、国の財政事情の悪化の中で大きな課題となる。

当法人においても人材確保はすでに大きな課題となっており、今後人件費負担増が予

想される中で、中・長期的な運営方針を確立しなければならない。

Ⅲ 事業の概況と課題

特別養護老人ホーム (特養)・短期入所生活介護施設 (ショート) は 2016 年度に入院 される方が多くなり、稼働率が低下する傾向となった。しかし、2017 年度には入院される方が減少し、稼働率が回復した。その後 2019 年年末までは継続してほぼ 2017 年度並みに稼働してきたが、特養・ショートとも 2018 年 12 月~2019 年 1 月に入院される利用者が増加した。

高齢で要介護状態の利用者様は健康管理に注意していてもちょっとしたことで体調を 崩されたり、肺炎等の病気により入院されることがあるため、稼働率が不安定になるこ とは避けられない。

デイサービスについては、厳しい状況は変わりないが、徐々に要支援(地域支援総合事業)の利用者が増加し 2018 年度は毎月延べ約 400 人の利用者となっている。定員 30 人からするとまだまだ受入余地がある。

居宅介護支援事業所は、ケアマネの担当数が限定されているなど収益を上げることが難しい事業所で、二人のケアマネは十分稼働しているものの、建物・設備の減価償却や、 光熱水費、通信費、人件費の共通部分など勘案すると、なんとか経営できている状況である。

ただ、デイサービスやショートステイへの影響を勘案すると、法人内に居宅介護支援 事業所があることは強みといえる。

社会福祉法人の公益事業・地域貢献事業として次の事業を行っているが、さらなる公 益事業の実施が求められている。

- (1) 地域サポート型特養
 - 兵庫県から地域サポート型特養としての指定を受けて、地域の一般高齢者のため の安否確認事業、相談事業を継続する。
- (2) 災害時の福祉避難所機能
 - 三木市との提携により、災害時には福祉避難所として三木市内の障害者・高齢者の受け入れを行う。
- (3) 地域の福祉学習の場

看護学生の実習、高校生の職場体験、中学生トライやるウィーク、小学生総合学習、地域住民へのえびすの郷祭り等での相談事業などできる限り地域の学習の場として活動する。

Ⅳ 人材の状況、技術の水準

少子化や経済環境の変動等の影響で、介護分野への求職者数が減少するという傾向が続いている。このため当法人においても適切な人材を確保することが難しくなっている。

看護師、理学療法士等医療系の人材は希望者が多く、養成される人材も多くなっているが、それらの人材には、病院・老人保健施設など医療系の事業所を希望する者が多く、

福祉系の事業所への希望者は少ない。

利用者様と職員のコミュニケーションが事業の重要な要素である福祉事業においては 一定の技術水準を持った人材で、多様な利用者様に柔軟に対応できる人材が必要であり、 そのような人材を確保・養成するよう努めなければならない。

近年は福祉・介護関係全体のイメージが悪くなっており、風評被害ともいえる状況の中で、介護福祉士資格を取得するための専門学校等への入学者が激減しているなど将来的に不安な情報が多くなっている。職業安定所からも介護関係の求職者は減少しているという情報がある。

国では労働力人口の減少等に伴い、日本全体で労働者不足を生じることが予想されること及びすでに多くの分野で労働者不足を生じていることにかんがみ、あらたな外国人労働者の導入が法制化された。2019年4月から施行される予定で、細かい規定・運用方針はまだ明確にされていないが、介護の分野も含め数十万人を受け入れる予定である。

当法人では 2018 年度に技能実習制度によりインドネシアから 2 名の技能実習生を受け入れているので、この成果を見ながら今後の対応を検討していく。

2019年1月 職員配置の状況

特別養護老人ホーム(特養)定員60人・短期入所生活介護施設(ショート)定員20人

施設長=1、看護師長=1、介護課長=1、事務主任=1

介護職リーダー=6、介護福祉士常勤=10、介護士常勤=8、

介護福祉士非常勤=9、介護士非常勤=9

看護職員=常勤看護職員=2(ショート担当、機能訓練担当)、非常勤看護職員=<math>4相談員=1、管理栄養士=1、ケアマネ=1、事務職員=1

現在、介護職+看護職の常勤換算数が約 40 人になっており、特養+ショートの定員数 80 人に対し約 1 対 2 になっている。施設基準では 1 対 3 以上とされているので、国が定める施設最低基準は十分満たしている。しかし、現場の状況から判断すれば「夜勤体制やユニットケアの推進、研修の充実、各種委員会活動の推進などの課題に適切に取り組むためにはさらに職員を増員する必要がある。」と言わざるをえない。

夜勤可能な介護職員がやや不足しており、一部の職員の夜勤回数が多くなっている。 また、介護職では介護福祉士資格を有する職員を確保したいが、募集しても応募が ない。在籍している職員で介護福祉士資格を持っていない職員には資格取得を支援し ている。

看護師を採用したいが応募者がない。

デイサービスセンター定員 30 人

管理者=1(施設長兼務)、相談員=2、事務職は兼務 介護職常勤=2、介護職非常勤=4 看護職非常勤=3

居宅介護支援事業所

主任ケアマネ=2(うち1名が管理者)、事務職は兼務

その他

運転員=2(非常勤)、清掃員=4(非常勤)、宿直員=3(非常勤)

制度に規定されている職員の基準数に不足が生じている事業所はない。

法人運営

2019 年度においても介護保険制度改正の動向、三木市の介護保険制度実施の状況などを把握しつつ、職員が一丸となって、安全、安心でより良いサービスの提供に向けて、以下のとおり取り組むこととする。

1 介護保険制度改正への対応

2018 年度に実施された介護報酬改定に基づき、あらたに算定されることとなった加算の取得に努める。これらの加算は利用者様へのサービスの向上に資するものであり、施設としての機能向上につながるものであることを認識し、積極的に取得するように努力する。

「あなたは終の棲家をどこにしますか?」、「看取りの場が不足し、行き場のない人が出てきます。」などマスコミでよく取り上げられるように、今後、団塊の世代が要介護需要の中心となってくるため、これらの層の看取りへの対応が大きな課題と言われている。介護保険制度の改正の方向も、在宅や介護施設での看取りに期待する方向になっている。利用者様の多様なニーズに対応し、利用者様の選択肢として安心して選んでいただけるよう職員の対応力の向上を図らなければならない。

制度的に認められる範囲で、入所者の医療や看取りに関するニーズに的確に対応できるよう、配置医師や他の医療機関との連携に努力する。

居宅介護支援事業においても入院時に医療機関との連携を促進する観点から入院後 3 日以内の情報提供を新たに評価することとされたので、今後とも必要な利用者様へは適 時適切に対応する。

新たな加算の認定要素でもあるように、医療との適切な時期の連携が制度改正の中で求められており、隣接するグループ医療機関である服部病院をはじめ関係医療機関等との適切な連携がさらに重要なサービス基盤となってくる。

2 人材確保への取り組み

少子化の影響で労働力人口全体が減少する傾向が続いており、三木市域においても今後さらに人材の確保は難しくなることが予想される。

人材確保に当たっては、基本的に職場の魅力の創造、求人活動の活性化、職場定着対策の充実など多様な方策により、人材確保を進めなければならない。

外国人技能実習生の継続的採用や、介護ロボットの導入なども視野に入れて取り組まなければならない。

外国人労働力の導入については、2018 年 12 月に公益社団法人日本・インドネシア経済協力事業協会(略称 JIAEC)から紹介を受けて、インドネシアから 2 名の技能実習生を受け入れた。今後も継続的に採用することを検討する。

JIAEC はこれまでインドネシアから他分野への技能実習生を数千名導入しており、介護分野は今回が初めてであるが、現地のしっかりした看護学校と提携、現地での日本語

教育も行って導入している。

2019 年度は引き続き JIAEC との連携の基インドネシアからの技能実習生の受け入れ、 定着に取り組む。日本語能力に課題があり、宗教、生活習慣の違いにも注意が必要であ るが、インドネシアはアジア圏の親日的な国として知られ、人口規模が大きく安定的に 優秀な人材を確保できる可能性がある。

新たな人材確保に合わせて、在籍している職員の資質向上を図ることも重要な課題である。人材育成のため、現場での実地研修、座学による研修を行うとともに外部研修への派遣を行う。ただ、研修についてはよく受講を希望する職員と希望しない職員に分かれる傾向があり、全体的にレベルアップするためには、希望しない職員にどう働きかけるかが課題である。

3 各事業実施目標

社会福祉法人一陽会として経営の安定を図るとともに、地域の社会資源としての役割を果たすために一定の利用率を達成するよう努力する。

(1) 特別養護老人ホームについては年間を通して 97%の稼働率を維持することを目標とする。

えびすの郷におけるユニット型特養としてのサービスの在り方を研究し、ユニットリーダー研修受講の成果を実現していく。

- (2) 短期入所生活介護事業(ショートステイ)については年間を通して 81%以上の稼働率を目標とする。
- (3) 通所介護事業は稼働率が現在 50%をやや上回る程度であるが、団塊の世代が徐々に要介護・要支援層に入ってくることに着目し、75%程度を目標とする。
- (4) 居宅介護支援事業は2名の居宅介護支援専門員がそれぞれ要介護者35件の利用を目標とする。
- (5) 「24 時間サポート型特養」としての役割を果たすとともに、地域との交流を深めるよう努力する。
- (6) 訪問看護事業については条件が整えば事業を再開する。

4 サービスの向上

(1) 職員の資質向上

施設内外の研修機会を活用しながら、職種・経験年数・資質などに応じて研修機会を提供し、施設全体としてのサービス力の向上を目指す。

事業所内研修では、基礎的なものとして接遇研修、新任研修、人権研修、認知症 基礎研修、慢性疾患基礎研修などを行うとともに、業務上の課題を踏まえた専門的 研修にも重点を置き、介護技術研修、事故予防研修、感染症対策研修、身体拘束廃 止研修などサービス提供上の専門的な分野について研修する。

外部研修としては、東播磨老人福祉事業協会、県社会福祉研修所(県社協)による介護職研修をはじめ、ユニットリーダー研修など当法人の事業上の課題に応じた研

修に参加する。

また、認知症への対応力を強化するため、認知症介護実践者研修(基礎研修、実践者研修、実践リーダー研修)へ計画的に参加するとともに、認知症サポーター養成研修への自主的参加を奨励する。

居宅介護支援専門員、管理栄養士等は、それぞれ職種別組織に所属しているので、 それらの組織が開催する研修に参加し、資質向上を図る。

関係図書、映像資料等を購入し自由に利用できるようにして、関係職員が自主的に学習、研究することを支援する。

(2) 業務マニュアルの改善・見直し

すでに定めている業務マニュアルを周知徹底するとともに、現場での状況に応じて常に見直しを行い改善する。

(3) サービス提供の目標

個別の利用者様へのサービス提供に当たっては、ケアカンファレンスにおいて個別で具体的なサービス目標を設定し、画一的なサービスに陥らないように努める。 利用者様の生活の背景を理解し、利用者様・家族様との信頼関係を醸成するように努める。

利用者様の自尊感情を尊重し、快適でゆったりとした生活を提供するとともに、残存能力を維持するため過剰にならない介護を目指す。

(4) 意見・不満・苦情・トラブル対応

利用者様や市民等からの意見等に対しては、職責に応じ速やかに対応する。 意見等は個人的な問題として終わらせることなく、苦情対策委員会や第三者委員 を活用するなど組織として取り組み、再発防止に努める。

5 人事管理

(1) 定期的に勤務評価を行う。

事業目的に即した勤務評価を行うように努めるとともに、勤務評価の結果を人事 異動、昇任、昇格、賞与の支給などに反映させる。

(2) 職場の服務規律を厳正に行う。

特別養護老人ホームは利用者様の生活を 24 時間支えているので、服務規律や勤務体制の維持は必須の条件である。関係職員が強い職業意識・緊張感をもって、勤務に当たるよう督励し、職務怠慢がないよう注意を喚起するとともに、問題があれば厳正に対処する。

(3) 職員の確保、資質向上を図る。

福祉事業において最も重要なものは人材であるとよく言われるところであり、資格を持ち、経験を重ねた職員を失うことは大きな損失となるので、職員の定着に意を用い、限られた経営資源の中ではあるが、働きやすい環境を整備しなければならない。

また、人間関係を理由として退職する職員も多くいるので、風通しの良い人間関

係を心がけ、孤立する職員がないように職員親睦会とも協力して、職員の交流の機会を設け、意思疎通が円滑に進むよう努める。

なお、職員親睦会では、『職員親睦旅行』を計画しているほか、昨年度から職員 の誕生日にプレゼントを贈り祝福している。

介護福祉士資格を持つことは介護の業界では一定の業務能力を証明するもので、 介護職員であれば取得することが当然ともいえる資格である。事業所としても一定 割合の介護福祉士資格保有者が勤務していることでサービスの水準が確保できる といえるので、法人としての補助制度により介護福祉士資格取得を支援する。

(4) 職員の健康管理、腰痛対策を行う。

職員は全員定期健康診断を受診させ、その結果精密検査が必要な場合は受診するように指導する。

介護職員の職業病といわれる腰痛については特に注意して対応する必要があり、 介護関係職員は定期的に腰痛検診を受診させ、必要な場合は治療を受けるよう指導 する。

介護・看護職員で希望者には腰痛ベルトを貸与する。

3年間で更新を認めることとしており、これまでの実績は以下のとおりである。

年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
貸与数	12 人	8人	8人

6 財務管理

介護報酬改定により加算が取れないと収入の現状維持が難しくなっていることに加えて、ショートステイの利用者様や入院される利用者様の数の変動が収入に大きく影響するため、収入と支出の管理を引き続き厳しく行う。

また、各種加算の認定を受け、加算による収入を上げることが安定した事業運営につながるので、引き続き加算要件を満たしている場合に認定漏れとならないように注意する。

現在利用料の滞納はないが、今後も滞納が出ないように利用者様が納付しやすい納付 方法を用意するとともに、期限内に納付していただくよう常に意識をもって点検する。

支出に当たっては、主要な支出項目の変動に注意し、変動要因を究明して、不合理な変動には組織的に改善策を講じるよう努める。

不要不急の支出は控え、やむを得ないと思われる支出についても漫然と支出すること がないように努める。

7 広報活動

「地域とともに歩み、地域に育まれる福祉の拠点」を目指す当法人は、市民の需要の動向を踏まえ、市民から求められる事業を、市民の信頼のもと展開していくべきである。

市民に理解していただくため、これまで以上に広報活動に注力しなければならない。 広報紙、資料配布などを充実させるように努めるとともに、ホームページを適宜更新

し、法人・施設のイメージアップを図る。

社会福祉法人制度の改革に伴い、全国的に実施されることとなった、「財務諸表等の開示システム」が 2017 年 6 月から本格実施された。

引き続き当法人もこのシステムに適切に情報を開示していく。

8 施設建物の維持管理

建物の維持管理については建設工事を行った業者等からのアドバイスを生かし、建物 を長持ちさせるための保全方法、適切な時期の補修など継続的に対応する。

また、修繕積立金を計画的に造成し、将来の修繕に備える。

【主な修繕予定】

年度	内容(予定)
2017 年度	エコキュート … 電気回路 (ヒーター部) 交換、薬品洗浄
	建物 … 鉄部塗装
2018 年度	エコキュート … 電気回路 (リレー部) 交換、
2019 年度	エコキュート … 冷媒回路 (圧縮装置) 交換
2020 年度	エコキュート … 電気回路(基板部)交換
	オゾン脱臭装置 … 部品交換
2021 年度	
2022 年度	建物 … 被膜防水塗り替え、コーキング打ち替え、鉄部塗装
	エコキュート … 冷媒回路、電気回路交換
2023 年度	
2024 年度	建物 … 外壁吹付塗装
	エコキュート … 電気回路(リレー、ヒーター部)交換
	オゾン脱臭装置 … 機器交換
2025 年度	建物 … アスファルト防水
2026 年度	エコキュート … 冷媒回路 (圧縮部)、電気回路 (電磁弁) 交換
2027 年度	建物 … 鉄部塗装
	給排水設備 … 給排水ポンプ更新
	ろ過装置 … ろ過装置更新

敷地内道路、駐車場のアスファルト舗装補修。

9 2019 年法人業務日程

月	内容		
6月	監事監査		
	理事会【2018年度事業報告・同決算、課題検討】		
	定時評議員会【2018 年度事業報告・同決算、次期役員選任】		
	理事会【理事長選任】		
6月	財務諸表等の開示		
9月	理事会【2019年度事業状況報告等、課題検討】		
12 月	理事会【2019年度事業状況報告等、課題検討】		
3 月	理事会【2019年度事業状況報告等、2020年度事業計画・同予算・2019		
	年度補正予算、課題検討】		
	評議員会【2019年度事業状況報告等、2020年度事業計画・同予算・2019		
	年度補正予算】		
毎月	運営会議(理事長・幹部職員)		

2019 年度 事業計画

特別養護老人ホームえびすの郷

基本方針

- 1 えびすの郷のサービスが画一的なサービスに陥ることがないように、利用者様の個性を尊重し、生活の継続性を大切にしながら、安全安心で生きがいのある生活の場を提供するように努める。
- 2 ユニット型特養としての機能を生かし、家庭的で多様なサービスを提供するように 努める。
- 3 地域の需要の把握に努め、地域と共に育つ施設運営を行う。
- 4 事故を限りなく『O (ゼロ)』に近づけるため、『ヒヤリハット』の要因の分析、対策 の検討と実施、その効果の検証を行う。
- 5 職員の養成・研修に努め、サービスの質の向上に努める。

国・県・地域の状況への対応

国・県は高齢化が加速する中、団塊の世代(約800万人)が75歳以上となる2025年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加すると見込んでいる。このため消費税を増税して、社会保障費に充てることが予定されており、制度を維持するための財源は確保されるものと思われる。しかし、制度を大きく変えてサービスをさらに充実させるほどの財源確保は難しく、これまでと同じサービスでこれまでと同等の介護報酬が得られるか不安がある。

したがって、あらたに加算が制度化された場合は認定が受けられるように積極的に取り組んでいかなければならない。

地域包括ケアシステムが推進されており、当施設もその中で一定の役割が果たせるよう多様な関係機関との連携に努めている。

稼働目標

本年度は97%の居室稼働率達成を目標とする。

	稼働率	入院者数/月	延べ利用者数/月
2014 年度	97.04%	36.75 人	1,770
2015 年度	96.47%	46.25 人	1,765
2016 年度	94.52%	96.55 人	1,724
2017 年度	96.28%	47.00 人	1,757
2018年度12月まで	97.46%	36.44 人	1,787

事業の推進

1 ユニット型特養としてのサービス力の充実を図る

当施設はユニット型の建物となっており、ユニット型の考え方を持って運営しているが、十分にユニットケアとしてのサービスが提供できているわけではない。

ユニットケアの特性を生かすため、利用者様全員が一斉に行う日課は必要以上に作らないようにし、入居者様一人ひとりの個性や生活リズムを尊重した毎日を送れるように支援する。そのために、施設全体の事業やフロアごとの事業について、それぞれの意義を十分に検討して実施することとし、あわせて参加型のレクリエーションなどユニットにおける生活が充実したものとなるように工夫し実施することとする。

また、ユニット費による事業については、フロアごとにそれぞれ特色が発揮されて、 利用者様の特性を踏まえた事業を計画して行っている。本年度についても引き続きユニット費によるユニットごと、フロアごとの事業を計画する。

24 時間シートについては、関係職員の時間的な余裕がない中で、利用者様個々の情報の基本的な部分が入力されて、関係職員で共有できるようになった。このため、日々の処遇に情報が活用できるようになっている。今後さらに入力情報を精査し、24 時間シートの効率的で効果的な運用ができるように努力する。

2 利用者様へのサービスの維持向上 -生活全般における個別ケアの充実-

- (1) ケアプランに基づいた個別ケアを提供するとともに、「アセスメント、ケアカンファレンス、ケアプランの説明、サービスの提供、モニタリング」という一連のサイクルを定期的に実施する。緊急時には別途検討し必要な対応を行う。
- (2) 個室での生活の尊重と適切なリスクマネージメントの調和を図り、安全で快適な 生活を実現する。
- (3) 一人一人の利用者様と介護職員の『馴染み』の関係を重視し家庭的な雰囲気づくりを心掛ける。
- (4) 利用者様の自発性を尊重しつつ、ADLの維持、機能訓練に努める。
- (5) 身体拘束廃止について、24 時間シートを活用し身体拘束廃止に向けて常に努力する。『緊急』『やむを得ない場合』の対応として例外的に身体拘束を行う場合は、『切迫性』『非代替性』『一時性』の3つの要件を満たしていることを確認し、定められたルールにより所定の手続きを行ったうえで実施する。身体拘束委員会により適宜モニタリングを行い、廃止に向けた取組を行う。
- (6) 出来る限り利用者様の生活のリズムを大切にし、生活の継続を実現する。
- (7) 画一的なサービス提供に陥らないようにし、利用者様が自由に過ごされる時間を 大切にするとともに、季節行事やレクリエーション、教養娯楽活動など、利用者様 が選択できるサービスを充実していく。施設全体行事には、利用者様の家族の参加 が得られるように働きかけていく。
- (8) 家族様との関係を大切にし、利用者様個人の状況の報告など定期的に家族様に情報提供を行い、施設訪問がしやすい雰囲気を醸成するとともに、ケアカンファレンスは事前の日程調整のうえ、できる限り利用者様、家族の参加のもとに行い、ケアプランの作成に利用者様・家族様の意思を反映していく。

- (9) フロアの介護職員の中から当該フロアの利用者ごとに担当者を決め、担当者は利用者様の状況を理解し、担当利用者様へのサービス提供における主要な情報発信者となる。
- (10) 全国的に高齢者虐待防止が大きな課題となっており、虐待の原因として「教育・知識・介護技術に関する問題」「職員のストレスや感情のコントロールの問題」が多いとされているので、職員への研修に取り組む。
- (11) 排泄介助について適時適切な介護に努める。尿意・便意のある方はナースコールで随時対応し、尿意等がない方はパット・紙おむつ等により定時対応する。
- (12) 食事介助については、出来るだけ自分で摂取していただくように自助具等を用意する。介助が必要な場合は残存能力を出来るだけ活用していただき、必要な範囲で介助を行う。
- (13) 入浴介助については、全員に週2回入浴していただき、体調が悪いなどで入浴出来ない場合は清拭を行う。

個浴を使用することを優先し、個浴が無理な場合は機械浴を使用する。

3 地域交流

(1) 地域行事、季節行事等による交流

三木小学校5年生の総合学習の時間に協力する形で小学生との交流を続けている ほか、えびす認定こども園の年長園児の園外活動として敬老会を合同で実施する。 利用者様も地域の子供たちの来訪を大変喜んでおられ、今後も三木小学校、えびす 認定こども園の協力を得て、出来るだけ交流の機会を増やすように努力する。

毎年地元大塚地区屋台の会のご厚意と服部病院の後援により、岩壺神社の秋季祭礼に際して、施設前において屋台練りを行っていただいている。

利用者様はシデ棒を振って屋台練りを堪能されている。地元の祭りに参加することで利用者様が生き生きとされ楽しまれており、今年度も継続することとする。

また、地域交流行事として例年開催している『えびすの郷祭』においては、利用 者様の家族様をはじめ、地元のボランティアの方々が舞台上での演技や運営のボラ ンティアとしてご参加いただき、地域との交流を深めている。

施設の活動を近隣の方々にご理解いただけるよう、『えびすの郷祭』を継続する。

(2) 地元ボランティアとの交流

施設開設以降、地域のボランティアグループが来訪してくださり、民謡や踊り、 楽器の演奏などをしていただいている。

その他に、毎月2回程度、習字や編み物のご指導をいただいたり、三木市高齢者大学の大学院生OBの方々が卒業後も毎月デイサービスにおいて利用者様の話し相手やレクリエーションの補助をしていただいている。

今後も地元のボランティアの方々との交流を続け、多様なボランティア活動を行っていただけるよう調整する。

4 業務能力の向上

(1)業務改善

介護人材の不足を補うため、また腰痛対策として国・県はロボット≪機械力≫の導入を推奨しており、当施設でも必要なロボット≪機械力≫の導入を検討する。

一部の施設ではノーリフト運動に取り組み成果を上げていると言われていることも 踏まえリフト機の活用も検討する。

① 業務の改善

職種別業務マニュアルを定めているので、日常業務はマニュアルを原則として個別のサービスを提供する。日常の業務の中では様々な状況があり、マニュアルでは対応しきれない場合もある。職員が経験を重ね、状況に応じた工夫ができるようになることも求められる。

現場で職員が感じている改善意識を実際の業務に生かしていくため、各種委員 会活動等により業務改善を推進する。

② 業務ソフトの活用

施設開設当初から㈱東経システムの介護業務ソフト『福祉見聞録』を導入し、 基本情報をはじめケース記録、看護記録、保険請求等を行っている。なお、ソフトに搭載されている機能を全職員が理解しているとは言い難く、十分に使いこなせていない職員がいるのも実情である。

今後も介護業務ソフトを使用していくうえで、全職員がソフトに習熟し効率的にケース記録等を記録し、これをもとに以後のサービス提供に生かすことが出来るよう努める。

③ ロボット≪機械力≫の導入

介護人材の不足を補い、安全で効率的な介護を行うため、ロボット≪機械力≫ の導入を進める。

(2)介護職員の技術評価

介護職員の技術力を客観的に評価し、優れている点、改善するべき点を明確にして、それらを踏まえて研修を効果的に実施するように努める。

そのため評価シートを作成し、一人一人の技術評価を行う。

(3) 研修

職員の資質向上と人材育成を図ることを目的に研修を実施する。施設内外で実施される研修を活用しながら、職種、経験年数、資質などに合わせて業務能力の向上を図る。

事業所内研修(内部研修)では、事業所全体の技術水準を平準化するよう努める とともに、研修の内容によっては外部の研修機関を活用し実施するなど、職員の技 術力の向上を図る。

食事、排せつ、移乗などの介護技術研修のほか、接遇マナー、感染症対策などの 衛生管理、事故発生防止、身体拘束廃止、終末期ケアなどの利用者対応に関する研 修、介護保険制度や認知症、高齢期の慢性疾患に関する研修を実施する。

【法人内部研修】

名称	時期	対象	内容
新任研修	入職時	新任職員	社会人としての心構え、制度、介護技術を教育する。
接遇・マナー研修	9月	全職員	利用者様への接遇を再確認する。
介護技術研修	分散	全介護職員	介護技術を取得。中堅職員は再確認。
救急救命研修	10 月	全職員	AED のほか、急変時の応急処置等を取得する。
事故予防研修	11 月	介護・看護職員	ヒヤリハットに学ぶ。
介護保険制度研修	5月	介護・新任職員	改正内容など制度について学ぶ。
認知症基礎研修	7月	介護職員	認知症ケアの概要について学ぶ。
人権研修	6月	全職員	差別、いじめ、セクハラ等
高齢者虐待防止研修	6月	全職員	高齢者虐待事例を通じて予防策を検討する。
感染症対策研修	11 月	全職員	感染症発症時の対応について学ぶ。
慢性疾患基礎研修	未定	介護職員	高齢者に多い疾患についての知識と対応を学ぶ。
身体拘束廃止研修	未定	介護職員	身体拘束廃止に向けて対応策などを学ぶ。
急変時対応研修	未定	介護職員	高齢者の急変時の対応を学ぶ。

外部研修は、前年度同様、東播磨老人福祉事業協会による研修、県社協社会福祉研修所が実施する職種別の専門研修のほか、認知症実践者研修や喀痰吸引研修など加算に関わる研修にも職員を参加させることとする。また、『介護職員実務者研修』の受講など介護福祉士資格取得への支援を積極的に行うこととする。

なお、本年度は6月~7月にかけて、当施設において『介護職員実務者研修』を計画している。

(3)『キャリア段位制度』への取り組み

介護職員の介護技術力を客観的な評価基準によりレベル認定するとして、2013年度から始まった『介護プロフェッショナルキャリア段位制度』について、『アセッサー (評価者)』の養成が進んでいない。厚生労働省において具体的な取り組み方針が示されるものと思われるが、今のところ明確な指示がない。

当施設の規模であれば4名程度のアセッサーが必要とされているが、現在のところ当施設では1名のみとなっている。国の取り組み方向を確認し、当施設への取入れが可能であれば、本格的な実施に向けてアセッサーの養成を計画的に実施することとする。

昨年度は、介護プロフェッショナルキャリア段位制度の内部評価(STEP2-4 被評価者への介護技術向上のための取組)に対応できるようにすることを計画していたが、これは当面保留とする。厚生労働省の指導が明確になれば、取り組むこととする。

5 医療・看護

(1) 基本方針

2018 年度の介護報酬の改定により、介護老人福祉施設では入所者の医療や看取りに関するニーズに的確に対応できるよう、配置医師や他の医療機関との連携、夜間職員配置や施設内での看取りがこれまで以上に評価された。

服部病院との連携の下、日々の健康チェック、予防接種の徹底、施設内感染の予防、疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、看護職員が介護職員と連携し、利用者様の健康管理を実施し、生き生きとした生活ができるように支援していく。 老化に伴い、体力の低下、栄養状態の低下、全身的な機能の低下は避けられないところがある。積極的な治療による延命よりも施設での看取りを選択された場合、

必要以上の医療処置をせず、施設として可能な範囲で対応し、利用者様と家族が、 安らかに最期を迎えられるよう支援する。

(2) 重点目標

安全で安心な生活が送れるよう健康管理を行う。

目標に向けて介護職員と問題点を共有し連携して利用者様の健康維持を行う。そのために、以下のことを実施する。

- ①水分を1日1,500ml以上摂取していただく。
- ②口腔内の清潔を保持する。
- ③他部署との連携を密にする。
- ④感染症予防対策を徹底する。
- ⑤組織的な看取り介護・看護を進める。
- ⑥褥瘡ケア計画書をもとに、3か月ごとに評価を行う。
- ⑦人工透析患者への適切な対応

(2) 事業内容

毎月各フロア担当看護師が課題について評価する。

毎月各階リーダーと担当看護師が課題について協議する。

(担当看護師は必要な場合にはフロアー会議に参加する。)

水分提供

個別にアセスメントを実施し、必要量を摂取できるよう、起床時、入浴後、運動後、食事前後、おやつ時、眠前などに好みのものを提供するなど、飲みたくなるタイミングを捉えて提供する。

看護職は毎日 11 時に利用者様の食事と水分の摂取量の記録を確認し、不足している場合は各階リーダーに伝える。

看護職はフロアごとの実態を踏まえて、水分補給の重要性について啓発する。

② 口腔ケア

- 1) 毎食後にマニュアルに沿った口腔ケアを行う。
- 2) フロアの担当看護師は口腔ケアの実施を促進する。
- 3) 歯科衛生士の技術的助言・指導に基づき、口腔ケア・マネジメントに係る計

画を作成し実施する。

自立の方・一部介助の方・全介助の方に区分し対応する。

自立している方についても必ず確認を行う。

木曜日・金曜日の歯科受診の日は、職員が歯科衛生士に同行し指導を受ける。

その場合、以下の点について気を付ける。

- ・ 開口が困難な方、口腔ケアが困難な方を前日までに把握しておく。
- どの利用者様に職員が同行するのかを特定し、朝のミーティングに おいて伝達を行う。
- ・ 歯科衛生士からの指導後は、どのような方法で実施するのかなど、フロアの介護職員全員が情報を共有する。
- 4) 毎月ごとに担当看護師が評価表を基に評価を行い、担当介護職員に結果を 伝達し情報共有を行う。口腔ケアノートを作成し、ノートに問題点・指導内 容等を記録する。
- 5) 協力歯科医院の歯科医師に依頼し、口腔ケアの必要性、ケアの実施方法に関する研修を実施する。

③ 組織的連携

- 1) 日々の利用者様の健康チェックを実施し、利用者様の状態変化時に担当看護師に報告するとともに、朝のミーティングにおいて情報を共有する。
- 2) 病院に受診する場合は、当該フロアリーダー、施設長、相談員等の関係する専門職員、利用者様の家族に連絡する。
- 3) 受診後は、付き添った看護師が当日勤務する看護師に報告するなど情報共 有を行い、施設長に報告を行ったうえで、当該フロアリーダーと生活相談員 に受診結果と今後の対応等について介護と看護間で情報共有を行う。

④ 感染予防対策の徹底

高齢者及び高齢者介護施設の特性、施設における感染症の特徴を理解して感染症に対する知識を関係職員に周知徹底し、疑わしき場合においても感染症マニュアルに基づき対応する。

感染症の流行期前には感染症対策・褥瘡予防委員会を頻回に開催し、職員への研修の実施や地域の感染症発生状況を踏まえて予防対策を徹底する。

利用者様や施設職員だけでなく、その周辺での感染症発生状況にも常に注意して予防対策に取り組む。

なお、高齢者施設でのインフルエンザの感染拡大について、利用者・職員への 予防投与が有効と日本感染症学会等から提言されている。行政機関からの明確な 指導はないが、今後の流行期にどう対応するか施設として検討しなければならな い。

⑤ 看取り介護・看護への取り組み

個別の看取り介護・看護には、既に定めた方針に基づき多職種の連携、家族の

かかわりなど組織的な取り組みを進める。

施設での看取りケアを推進していくために職員に対する研修を行う。

⑥ 褥瘡の予防

褥瘡の予防に全力を尽くし、施設内では褥瘡を発症させない。既に発症した方がご利用される場合には医療機関とも協力して早期治癒を図る。

看護職は2月、5月、8月、11月各月に褥瘡ケア計画を評価する。

⑦ 胃瘻の方への対応

胃瘻の方は、清潔な管理に注意するとともに、体重の変化、栄養の摂取状況等 を継続的に観察し、健康管理に努める。

⑧ 人工透析の方への対応

食事の管理、水分補給、塩分補給等に注意し、透析医療機関とも連携して健康 管理に努める。

6 機能訓練·余暇活動

- (1) 年間目標
 - ① ケアレベルの向上のため、援助に努める。
 - ② 車椅子、歩行器など物品の整理整頓、器具の定期的な清掃等の保守を行う。
 - ③ 施設の利用者様の機能訓練に努める。
 - ④ 余暇活動の多様化に努める。

(2) 事業計画

- ① 適切な身体評価に基づき、個別機能訓練実施計画書を作成、他部署との連携により利用者様の生活の様子や身体状況を評価したうえで、福祉用具の使用や身体介助の方法など適宜見直しを行う。そのために、フロアごとに介護職員と共に入居者様の身体状況や介助方法などの見直し・検討を行う場を定期的に設ける。また、特養の入居者様だけでなく、ショートステイの利用者様に対しても身体状況に応じた生活環境調整の提案、福祉用具の提案を行う。
- ② 介護職員に対し介護技術に関する研修を定期的に開催しケアレベルの向上に 努める。
- ③ 施設備品の福祉用具の使用状況を管理し、福祉用具の保守管理を行う。
- ④ 利用者様の身体状況に応じて出来る動作を継続していくために、各部署より情報収集を行い、必要な福祉用具を速やかに準備するとともに、家族様に対しても、利用者様の福祉用具の使用状況、見直しの必要性、機能訓練の実施方針など適宜に説明を行ってご理解を得る。
- ⑤ 利用者様に協力していただけるように工夫する。

機能訓練の一環として、認知症対策としてということもあり、料理教室・料理 クラブのような形で手伝っていただける方にできる範囲で手伝っていただく。

生け花や、お茶など経験がある方には思い出しながら楽しんでいただける機会を設ける。

7 栄養管理

(1)年間目標

美味しい食事は、『健康の源』であり、『経口摂取』は生きがいにもつながるものであるから、季節の食材の選択や洗練された調理へのこだわりにより、美味しい食事を提供するとともに、できる限り経口摂取が継続できるように努める。

嚥下力など、利用者様の個別の態様に応じて適切な調理方法を取るだけでなく、 適切な食事介助を行い、食事を楽しいものとして感じていただくことにより、栄養 状態の維持向上に努める。

(2) 事業内容

① 栄養管理

施設の調理を委託している株式会社ニチダンの協力の下、以下の点を重点として栄養管理に取り組む。

1) 衛生管理

食中毒の防止に最大限の注意を払う。特に委託業者の栄養士と協力して 厨房職員の衛生管理マニュアルの遵守を徹底する。加えて、介護職員に対 して盛り付けや配膳時の衛生管理マニュアルの遵守を徹底する。

2) 栄養管理

利用者様の病状や体調に合わせ、食べやすい形状の食事や疾患に対応した療養食を提供する。

医師・看護職・介護職と管理栄養士とが連携を図り、栄養指導や嚥下指導 にも取り組む。

利用者様の体調や栄養状態を把握し、低栄養の予防に努めるとともに、低栄養のリスクが高い場合には食事形態の変更や栄養補助食品の提供、医学的管理の徹底など、他職種が連携して迅速に対応する。

栄養ケアマネジメントに取り組む。(別記)

3) 行事食の提供

食事から季節感を感じていただくために、季節に応じた行事食を提供する。

フロアごとでも季節に応じた食事レクリエーションを実施する。 新しいメニューの開発に努める。

月	内 容
4月	花見弁当、お好み焼き
5月	こどもの日メニュー、母の日メニュー
6月	父の日メニュー
7月	七夕メニュー、土用の丑(うな丼)
8月	えびすの郷祭りメニュー、おやつバイキング
9月	敬老祝賀会(松花堂弁当)、重陽の節句(菊花料理)、彼岸(おはぎ)

10 月	運動会 (運動会弁当)、岩壺神社秋祭り (寿司)		
11 月	行楽弁当、釜飯、お好み焼き		
12 月	クリスマス会、餅つき会、冬至 (かぼちゃ料理)、年越しそば		
1月	正月 (おせち料理)、七日 (七草粥)、小正月 (小豆粥)、新年祝賀会 (松花堂弁当)、		
	鏡開き (ぜんざい)		
2 月	節分(巻きずし)、寿司バイキング		
3 月	桃の節句(ひな祭りメニュー)、おやつバイキング、彼岸(ぼたもち)		
その他	6月~8月:桶そうめん 12月~2月:各フロアで順次鍋料理(2回程度)		

おやつレクリエーションとして、ケーキ、あんまき、たこ焼き、みたらし団 子など、利用者様が作って楽しむおやつもさらに工夫して用意していく。

【栄養ケアマネジメントへの取り組み】

高齢者になると咀嚼力の低下や消化吸収力が低下する。また、何らかの疾患を持たれている方が多く、生理的ストレスやそれに伴う食欲減退による摂取栄養量の不足から低栄養状態に陥りやすい。

低栄養状態になると疾患の回復が遅く、合併症発症の頻度を高め死亡率も高くなることが知られている。また、褥瘡の発症リスクも高く、難治化すると言われている。

このようなリスクの高い低栄養状態を早期に発見し、適切なケアを実施するために栄養ケアマネジメントに取り組む。

○栄養ケアマネジメントを実施する目的

- (1) 人間としての基本的欲求である『食べる楽しみ』を重視する。
- (2) 食べることによって低栄養を予防、改善する。
- (3) 生活機能を維持・向上させ、自己表現が出来る喜びを味わえるようにする。

○栄養ケアマネジメントにおける関係職種の連携

- (1) 管理栄養士は、利用者・家族様から意向を聞き取り、その意向を大切にする。
- (2) 医師は、栄養計画を確認し、治療食を指示する。
- (3) 看護師は、身体状況の情報を共有し、栄養計画の立案・実施に協力する。
- (4)介護職員からは、日常生活機能、食事摂取、食行動についての情報を聞き取る。 歩行、咀嚼、嚥下、食事時の落ち着き、姿勢、水分摂取、食事量等

○栄養ケアマネジメントのプロセス 栄養スクリーニング栄養アセスメント

栄養ケア計画 実施とチェック モニタリング 評価

【施設内食事規約 概要】

○食種

普通食:米飯食(1,450kcal)、粥食(1,400kcal)

療養食:糖尿病食(1,200kcal·1,400kcal)

心臟病食

透析食(1,600kcal·1,800kcal)

腎臟病食(1,600kcal)

○食事形態

主食:朝(月・水・金)、昼、夕

米飯、全粥、全粥ミキサー(それぞれ大・中・小がある)

麺類の日もある。アレルギーがあれば別のものを用意している。

朝(火・木・土・日)

菓子パン、食パン、パン粥、パン粥ミキサー

副食:普通、きざみ、極きざみ、ソフト食、ミキサー食、とろみ付

○災害時備蓄食品

施設では、災害時の備蓄食料として3日間の朝・昼・夕食の各80食分の非常食料と水、カセットコンロ、ガスボンベを用意する。

○食事提供時間

施設ではゆったりと自分のペースで食事を召し上がっていただくことを原則として以下 の各食事開始時間から 2 時間以内程度で食事をしていただく。

	提供開始時間
朝食	8:00
昼食	12:00
おやつ	15:00
夕食	18:00

8 えびすの郷地域サポートサービス

(1) 事業目標

社会福祉法人一陽会の地域貢献事業として兵庫県が提唱する『24 時間サポート型 特養』事業を推進する。 地域の高齢者が安心して住み慣れた場所で生活するため支援できるよう、これまで実施している安否確認事業だけでなく、地域での介護相談や地域の方を対象とした公開講座の開催などに取り組む。

(2) 事業内容

① 見守り事業

現在ご利用して頂いている方のサポートをしっかりと行っていくとともに、新規利用者を増やす努力を行う。

② 介護相談事業

地域で介護に関してお困りの方々に対して、施設イベント開催を利用して介護相談や健康相談を行う。

上記の事業を行うことで、地域における福祉の拠点としての『えびすの郷』をより理解して頂くとともに、同事業が、当法人が実施する、居宅サービス事業の利用者獲得に繋がるものと考える。

9 苦情対応

苦情対応は、施設長をはじめ、介護課長、生活相談員が責任者として対応すること としており、苦情対策委員会において検討し、必要な場合は第3者委員による客観的 評価もいただき適切に対応する。

職員全員が苦情・要望を受け付け、迅速に原因を解明し解決に努めるとともに、苦情・要望を申し出られた方だけでなく、関係機関に対しても説明を行い、関係業務の改善を行う。

10 防災計画

三木市消防本部に提出した消防計画に則り、年2回の消防・防災訓練をはじめ消防 設備点検を実施し、利用者様の安全確保を徹底する。

訓練においては、出来る限り消防署の職員から直接指導を受けるようにするなど、 職員の防災意識の向上に努める。

消防訓練 … 5月、11月

消防設備点検 … 7月、1月

平成 28 年度に地震・風水害に備え策定した、「非常災害対策計画」に基づき非常災害に備える。

11 会議

会議等の運営は効率的に行うように努める。議題が適切か、問題点が整理されているか、結論が明確になったかなどに留意し、会議結果で周知するべき点は周知すると ともに、個人情報等が外部に漏れることがないよう、十分に注意する。

名称	内容	参加者
事務所ミーティング	毎朝の情報伝達・指示、情報共有	1 階事務所職員
フロアミーティング	毎朝の各階情報交換・指示	各階勤務職員
フロア会議	毎月のフロアの運営会議	各階全職員
リーダー会議	毎月の施設業務・運営課題等	施設長、介護課長、各リーダー
運営会議	主要課題、懸案事項	理事長、幹部職員
ケアカンファレンス	個別サービスの内容検討	利用者・家族様、関係職員
入所判定会議	特養入所者の調整	施設長、関係職員

12 施設行事計画

		内	容	
月	施設全体	3階	4階	5階
4月		おやつレク 花見	花見	花見 (散歩)
5月		おやつレク	おやつレク	おやつレク
6月	風船バレー大会	外出レク	外出レク	おやつレク
7月		かき氷	かき氷・スイカ割	かき氷
8月	えびすの郷祭り	おやつレク		
9月	敬老祝賀会			
10 月	運動会			
11 月			紅葉狩り	おやつレク
12 月	餅つき	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会
1月		新年祝賀会	新年祝賀会	新年祝賀会
2月		節分会	節分会	節分会
		お寿司バイキング	お寿司バイキング	お寿司バイキング
3月			ひな祭り	おやつレク
毎月		誕生日会		

各ユニットで随時誕生日会を行う。

13 各種委員会

委員会名称	内容	時期
事故防止委員会	事故報告内容・対策検討、事故内容等研修	第2木曜
	ヒヤリハット対策検討、気づきの分析・気づきの奨励	
身体拘束廃止•虐待防止委	拘束実施検討・廃止検討、身体拘束廃止研修	第3金曜
員会	拘束実施状況のモニタリング	
感染症対策•褥瘡予防委員	感染症予防対策立案・実施・研修	第4木曜

会	感染症発症時の対応立案・実施・研修	
	褥瘡予防対策の立案・実施・研修	
食事委員会	食事内容の検証・評価・改善提案	第1水曜
	行事食の検討	
	利用者様の個別食の適否等検討	
苦情対策委員会	苦情・虐待の内容調査、問題点検証、改善策提案	必要時
	苦情対応・虐待防止の現状把握	3月毎
	苦情対応・虐待防止について意識啓発・研修	
サービス向上委員会	サービス向上策の検討・提案・実施・研修	第4木曜
	サービス提供上の課題の把握、改善策の立案	
	接遇研修の実施	
防災委員会	防災対策の検討・立案、火災・防災訓練の実施	必要時
		3月毎
広報委員会	広報誌作成・配布、パンフレット作成・配布	随時
	ホームページ管理	
入所調整委員会	入居調整	随時

14 県・市・関係団体等予定

月	団体	内容	
5月	市連	病院長等定例会(情報交換・意見交換)	
		※市連は病院長・施設長の情報交換会 (年2回)、相談員等の情報交換会 (年	
		4回)	
6月	市研	総会(事業計画、予算、事業報告、決算、記念講演)	
		※市研は5部会に分かれて全体研修、部会研修を行う。	
10 月	市連	病院長等定例会(情報交換・意見交換)	
3 月	老協	総会、研修会	
	県・市	社会福祉法人等研修会	
	県・市	集団指導・制度説明会	

県=兵庫県 市=三木市 老協=東播磨老人福祉事業協会 市連=三木市高齢者関連施設連絡会 市研=三木市高齢者ケア研究会

15 体験学習・実習等受入れ

- ○関西国際大学保健医療学部看護学科 老年看護学臨地実習 2019 年度実習として受け入れ予定。各期ともに 2 日間 各期 11 名前後、全 6 期で延べ約 110 名程度を受け入れる。
- ○高校生対象 インターンシップ受入れ 10月または11月の1週間 希望者2~3名程度受入れる。

2019年度は吉川高等学校2年生、西神戸高等特別支援学校1年生

- ○中学生対象職場体験『トライやるウィーク』受入れ 10月下旬ごろの1週間 希望者2~3名程度受入れる。 2019年度は自由が丘中学校2年生数名
- ○小学生総合学習への協力

11 月以降 ※施設見学 $(1\sim 2$ 日間)、交流行事 $(1\sim 2$ 日間) 市立三木小学校 5 年生 2 クラス 60 名程度受入れる。

以上

2019 年度 事業計画

短期入所生活介護施設 えびすの郷

1 基本方針

短期入所施設への地域の需要は多様な形で増加しつつあり、介護する家族の息抜き・休息のための利用、家族の一時的な不在による利用、特養への入所利用と短期利用との中間的な利用など様々な需要がある。

どのような場合でも対応できるよう、出来る限り利用者様等の希望に応えるように努力しているが、当法人の事業所を一度も利用されたことがない利用者様の場合、家族の急病等で緊急ショートの受入れを求められても、施設側としては、躊躇せざるをえない場合がある。

施設は医療機関のような受け入れ態勢ではないため、受け入れる利用者様の障害や疾病の状況や生活面の特異性など具体的なことが分からないまま受け入れることは、利用者様、職員双方にリスクが生じ、予期しない結果を招く恐れもある。

このような困難な条件もあるが、多様化する利用者様や家族様のニーズに応えるべく、地域における貴重な社会資源としての役割を担っていることを自覚し、引き続き 積極的に事業を運営していく。

2 目標

本年度も81%以上の稼働率を目標とする。

(独法)福祉医療機構の発表した資料によれば、同機構が融資した施設の統計で、ユニット型の短期入所生活介護施設の場合、決算黒字となった施設の平均年間稼働率は80.5%(2015年度)であり、同様に赤字となった施設の平均稼働率は69.4%であった。統計からは81%程度の稼働率であれば黒字を維持できると推定されるため稼働率の目標は81%とする。

なお、地域における需要は今後も伸びるものと予想されるので、多様な需要に随時 こたえられるよう準備体制を整備するよう努める。

年 度	稼働率
2013年度	70.69%
2014 年度	84.00%
2015 年度	82.70%
2016年度	82.31%
2017 年度	87.52%
2018 年度 12 月まで	86.34%

3 課題

(1) 多様化する利用者様やその家族のニーズに応えること

- (2) リピーターとなる新規利用者様の獲得
- (3) 利用者様の適切な健康の管理
- (4) 老健・有料老人ホーム等他施設の生活相談員、地域の居宅ケアマネージャー、地域の医療機関との連携

4 事業内容

- (1) 多様な認知症高齢者に対する対応、感染症を持った利用者様への対応が可能となるような経験的技術を養うことが求められている。職員それぞれが職務能力の向上を図り、施設内外の研修を通じて適切な対応が取れる技術を習得するよう努力する。
- (2)職員が組織目標を共有し、当施設が地域で果たすべき役割の中で、自分自身の役割を自覚しなければならない。介護等の技術レベルを全員が一定レベルまで引き上げるという意識を持って取り組む。
- (3) 利用者様の入退所時の業務を円滑に間違いなく行うために業務マニュアルを習熟するとともに、丁寧かつ安全な介護を進める。

5 行事計画

月	内 容		
4月	お花見		
5月	食事レク (屋外 (施設前) でのお弁当)		
6月	おやつレク、お茶会、風船バレーボール大会		
7月	外出レク(散策と食事)		
8月	スイカ割り、ボーリング大会、えびすの郷祭り (施設行事)		
9月	敬老祝賀会		
10 月	運動会		
11 月	外出レク (食事と買い物ツアー)		
12 月	クリスマス会、お茶会、餅つき会 (施設行事)		
1月	新年祝賀会		
2月	節分会		
3月	ひな祭り、お茶会		
その他	毎月:誕生日会		

以上

2019 年度 事業計画

デイサービスセンターえびすの郷

基本方針

デイサービスセンターえびすの郷は、法人の設立の目的にある『自立した生活を地域 社会において営む』ことができるよう、地域の高齢者から求められているサービスは何 かを常に意識し、高齢者に喜ばれるサービスを提供することにより、高齢者の心身機能 の維持向上や社会的孤立感の解消ならびに家族の身体的、精神的負担の軽減を図り、高 齢者の在宅生活を支援する。

制度改正への対応

2018年度の改正により、介護報酬のサービス提供区分が2時間単位から1時間単位となったため、利用者様の要望を踏まえ従来通りのサービス時間を維持した。本年度もこのサービス時間を維持する。

なお、デイサービスは要支援者だけでなく全体が介護保険の対象から外されていくの ではないかという懸念がある。

事業目標

- 1 75%程度の稼働率を目標とする。
- 2 事業実施の重点目標
- (1) 利用者様、家族様のモニタリングを行い、ニーズに合ったサービスを提供するだけでなく、利用者と職員とがより良い信頼関係を構築する。
- (2) 利用者様の増加を図るべくえびすの郷居宅介護支援事業所だけでなく、他の居宅 介護支援事業所と連携するとともに、ケアマネージャーがケアプランに組み込み やすいサービスを提供する。
- (3) 身体機能維持・向上や口腔機能の維持・向上に向けた取り組みとして身体機能に 応じた機能訓練メニューを実施する。
- (4) 感染症予防のための適切な対応及び対策の徹底と事故発生予防のため事故防止対策を徹底する。
 - 特養えびすの郷が実施する関連の研修に参加する。
- (5)職員に対しデイサービスの質を向上させるため、レクリエーション等の書籍の購入や介護技術など施設が主催する研修に参加する等、職員個々の資質向上に努める。
- (6) ケアマネージャー、利用者様やご家族様との連携を図り、サービス内容などをこまめに情報提供する。
- (7)利用者様の心身状態及び地理的状況等を考慮した送迎車両・送迎ルートを設定し、 無理のない送迎サービスを提供する。また、安全第一を念頭に置いた走行及び車 両の定期的な点検・整備を行い、利用者様の安全の確保に細心の注意を払う。

サービスの内容

(1) 基本のサービス

介護サービス:食事介助、入浴介助、移動介助、排泄介助

給食サービス:食事の提供(昼食・おやつ)、季節に応じた特別食

送迎サービス:自宅と施設間の送迎

健康管理:看護職員による検温、血圧、脈拍測定、体重等の状態の観察

(2) ふれあい交流

地域との交流(音楽演奏や舞踊、ボランティアや保育園児・小学生との交流等)、 利用者間や施設入居者との交流

高校生の職場体験 吉川高校、西神戸高等特別支援学校

各1週間(5日間)、各1人~2人

中学生トライやるウィーク 自由ヶ丘中学校2年生

1週間(5日間)、2人から3人

(3) レクリエーション

各種ゲーム(トランプ、将棋、麻雀など)、脳トレ、軽度のスポーツ(風船バレー、ボーリング、やカーリングなど)、カラオケ

(4)機能訓練

身体機能維持・向上や口腔機能の維持向上の取り組み(口腔体操、ラジオ体操、 みっきいいきいき体操、終わりの体操等)

歩行平行棒、ストレッチ、脳トレ、フィットネス機器を使った運動 なお、『フィットネス機器』については、速度や時間、強度などを調整して実施す る。

(5) 趣味活動

利用者様の意向や興味を考慮した活動(折り紙、張り絵、カラオケ、手芸、書道等)

張り絵は、季節に合わせた題材を利用者様と共同して大作に挑戦する。

(6)季節の行事

季節感を感じていただけるような行事(イベント、外出、誕生日会、手作りおやつ等)

【一日の流れ】 基本のメニューは当面以下とし、個人の選択により、個別対応する。

7:45~8:45 送迎(施設到着後は順次健康チェック)

8:45~ ラジオ体操、入浴(一般浴室(大浴槽・個浴・機械浴))、レク 活動等自由な活動、脳トレ等

11:30~ 健康体操、口腔体操

12:00~ 昼食(配膳・下膳、食事介助等)、口腔ケア

昼食後は自由時間(静養室・ベッドでの休憩、レク活動等

14:00~ 行事、機能訓練、ゲームなどのレク活動、ボランティアとのふ

れあい交流

15:15~ おやつ (配膳・下膳、食事介助等)

16:00~ 自由な活動、脳トレ、

終わりの体操

【主な年間行事計画】

月	行事	作業・レクリエーション
4月	外出(花見)、おやつレク	壁掛けの作品制作
5月	母の日、外出(新緑ドライブ)	壁掛けの作品制作
	おやつレク	
6月	父の日、おやつレク	壁掛けの作品制作
	風船バレーボール大会	
7月	七夕会、おやつレク	壁掛けの作品制作、七夕飾り制作
8月	夏祭り(お菓子釣り、くじ引き、	壁掛けの作品制作
	たこ焼き、ベビーカステラ)、お	
	やつレク	
9月	敬老会、おやつレク	壁掛けの作品制作
10 月	運動会、おやつレク	壁掛けの作品制作
	中学生トライやるウィーク	
11月	外出(紅葉狩り)、おやつレク	壁掛けの作品制作
	三木小学校 5 年生との交流	クリスマスリース制作
12 月	餅つき、クリスマス会、忘年会	壁掛けの作品制作
	おでんバイキング	クリスマスツリー制作
	風船バレーボール大会	
1月	初詣、新年会、茶話会	壁掛けの作品制作
2月	節分会(豆まき)	壁掛けの作品制作
	おやつレク、お寿司バイキング	
3 月	雛祭り会	壁掛けの作品制作

誕生日会・・・毎月実施

以上

2019 年度 事業計画

居宅介護支援事業所えびすの郷

基本方針

居宅介護支援事業所えびすの郷は、利用者様が可能な限り自宅において個人の有する能力に応じて、自立した生活を営むことが出来るように支援するとともに、職員自身も積極的に研修に参加するなど、介護保険を取り巻く状況の変化をいち早く捉え、学んだ内容を事業所内で共有するなど、資質の向上に努める。

利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努め、心身の特性を踏まえ、生活の質の維持と向上に向けて援助する。

利用者様の家族・親族をはじめ、関係する市区町や地域包括支援センター、他の居宅 介護支援事業所、福祉施設などの介護保険事業所や、医療機関との連携に努める。

事業目標

- 1 要介護者の管理目標を70件とすることを目標とする。
- 2 事業実施の重点目標
- (1) 介護認定の申請、更新、変更手続きの代行など介護保険申請の代行業務を行う。
- (2) 三木市内の医療従事者と在宅介護事業所が連携するための組織である『三木市在 宅ケアチーム』に参加するほか、服部病院をはじめ近隣の医療機関との連携に努 める。
- (3) 三木市内の介護保険関係者が参加する地域ケア会議に参加し、個別ケースへのサービス計画やサービス内容の妥当性の検証を行うとともに、客観的な評価に基づく今後の方針の検討に取り組む。

サービスの内容

(1) アセスメント (課題分析)

利用者様及び家族様の意向を把握して解決するべき課題を抽出し目標を導き出す。

- (2) サービス担当者会議
 - 利用者様及び家族様、サービス事業所が参加し、生活面での要望や課題をチームで共有する。
- (3) 居宅サービス計画の作成・説明 アセスメントに基づき、居宅介護サービス及びその他の医療・福祉サービスが総 合的かつ効率的に提供されるよう居宅サービス計画を作成する。
- (4) モニタリング(サービスの実施状況の把握と評価) 利用者様及び家族様、介護サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス 計画の実施状況を把握する。

(5) 居宅サービス計画の見直し(再アセスメント) 利用者様の状態について評価を行い、変化及びニーズを把握して再アセスメント を行い、居宅サービス計画の見直しを行う。

介護支援専門員の資質向上

- (1) 個々の職員について専門知識及び技術の向上を図る。
- (2) 不満や苦情等に対し迅速かつ適切に対応が取れるようスキルをつける。
- (3) 秘密保持を厳守し、個人情報の取り扱いを厳格に行う。
- (4) 事業所内で困難な事例などの検討を行い、必要な場合は関係機関に相談する等、 情報を共有する。
- (5) 地域ケア会議、三木市在宅ケアチームなどに参加して他の事業所や行政の指導を 受けて資質の向上に努める。

利用者様確保への取り組み

市の介護保険課、地域包括支援センター、医療機関、介護保険施設等と連携し、地域住民にとって有益な情報を集約して利用者様や来談者に提供することにより、利便性の高い事業所として貢献する。

特に隣接する服部病院をはじめ、北播磨総合医療センターなどの医療機関との連携を維持・強化し、利用者様が必要とする情報を適宜に提供できるよう努める。

今後の事業展開

当事業所は、同じ建物内にショートステイとデイサービスが併設されていることから、 事業所間の連携が取りやすいというメリットを生かして、利用者様により良いサービス を提供していく。

以上